

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	九州文化学園
②設置大学名称	長崎短期大学
③担当部署	総務・会計課
④問合せ先	njc@njc.ac.jp
⑤点検結果の確定日	
⑥点検結果の公表日	
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.njc.ac.jp/about/information/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守 状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神は、ホームページに掲載すると共に、学校案内・学生便覧等にて、受験生や在学生に周知している。「大学教育入門」（１年必修）において、学長が建学の精神について講義を行い、理解を深めている。また、正面玄関に建学の精神を彫刻した扁額を設置し様々なステークホルダーの目に触れるよう工夫している。 https://www.njc.ac.jp/about/foundation/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	平成 30 年度より、各学科、コースおよび専攻科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているかを定期的に点検するために、アセスメント・ポリシーを策定し、アセスメント・ポリシーに基づく点検活動を実施している。その結果として、令和元年に、三つの方針の改訂を行うと共に、学位授与の方針における人材養成の到達目標のベンチマーク（中項目）に対して４段階のルーブリックを策定した。 また、これらの養成する人材像（教育目標）は、ホームページに掲載すると共に、学校案内・学生便覧等にて受験生・在学生に周知している。 https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「学校法人九州文化学園組織規則」第 7 条第 1 項及「長崎短期大学学則」第 2 条第 2 項に、学長は、理事長（法人本部長含む）の命を受け短期大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、短期大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどるとし、大学の意思決定を行う学長の権限と役割を明確化している。さらに、「学校法人九州文化学園組織規則」第 7 条第 2 項に、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第 16 条に、研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、それぞれの権限と役割を明確化している。また、教授会は、教育研究面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を求めるための機関として適切に機能している。

実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	毎年度、教員個々の履歴・業績書および教育業績書を基に上長による面接を行い、教員評価をするとともに、SD・FDの実施計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画の策定に際しては、理事長示達が発出され、「学校法人九州文化学園中期計画策定要領」に策定方針等を明示し、共有している。今年度新規策定した中期計画（令和 8 年度～令和 12 年度）では、経営改善、教育改革・学生満足、学生募集戦略と魅力発信、人材・組織再編の 4 つの重点戦略を柱に、実効性のある計画を策定している。また、年次計画においては KPI を掲げて進捗状況を確認し、PDCA サイクルに基づいて、柔軟な計画の見直しを図りながら持続可能な運営体制の定着化目指していく。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画実現のために、各年次の「事業計画書」及び「事業報告書」並びに「中期計画進捗状況管理・評価表」により進捗管理を行っている。各内容は、運営会議等で審議し、中期計画の進捗状況等を把握するとともに、必要に応じて計画の修正を行っている。なお、「中期計画」、「事業計画書」及び「事業報告書」は、全教職員に周知するとともに、学校法人九州文化学園ホームページで公表している。 <掲載先> https://kyubun.ed.jp/data/

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実地的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目標に掲げている。

実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携推進委員会を中心に、佐世保市をはじめ行政や地域産業界と連携した地域貢献事業を展開し、若者の人材育成・地域への定着、潜在専門職人材に対するリカレント教育等、地域の課題解決に取り組んでいる。さらに、「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業」や「共創プラットフォーム」に加盟し、他の大学・短大や産学官で連携して地域の課題解決に努め、地域社会の発展に貢献している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	平成 28 年に佐世保市の女性活躍応援宣言事業所に登録されるなど男女共同参画社会への対応を行っている。また、学生支援課（保健室含む）を中心に、合理的配慮に関する体制を整備しており多様な学生ニーズに対応している。令和 8 年度より、学内でもオンライン受講等が出来る環境を整え、「メニュー2」の事業として創設した Bridge Class の受け入れを開始している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員等への女性登用に配慮し、理事 1 人（総数 7 人）、評議員 4 人（総数 9 人）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人九州文化学園寄附行為」に、理事の選任にあたっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守する旨を定めている。 法人の適正な運営及び教育理念の実現を図ることを目的に「学校法人九州文化学園理事長及び理事の選任基準」を定め、理事長及び理事の選任基準や選任手続きを定め理事の人材確保方針を明確にしている。 理事の選任は、理事会において候補者を推薦し、理事選任機関の決議を経て、理事長が任命している。理事選任機関の運営については「学校法人九州文化学園理事選任機関運営規定」を定め選任過程の透明性を確保している。 理事長については、理事長の選任基準に基づき、理事会の決議によって選定している。

実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	適切な理事会の運営を行うため、「学校法人九州文化学園寄附行為」及び「学校法人九州文化学園理事会規則」に、理事会の役割、権限及び体制を定め透明性を確保している。また、同寄附行為及び同規則において、理事会の決議事項のうち、あらかじめ評議員会の意見を聴取する事項、並びに評議員会の決議を必要とする事項を定め、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事は、各種私学団体が主催する会議、研修、意見交換等に参加し、理事の責務の理解に努めている。また、理事会等の機会を利用して、理事間で、私学の現状や経営に関わる事項などの情報共有している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」定めるとともに、法人の適正な運営及び財務・業務の監査機能を確保することを目的に「学校法人九州文化学園における監事の選任基準」を定め、選任基準を明確化し、評議員会の決議によって選任しており選任過程の透明性を確保している。 会計監査人の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」において、評議員会の決議によって選任し選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、「学校法人九州文化学園監事監査規則」に基づき、毎会計年度の初めに監査の実施に関する計画を作成している。また、会計監査人及び内部監査室等と連携した三様監査を実施し、監事機能の強化を図っている。さらに、「学校法人九州文化学園監事会内規」に基づく監事会により、監事間での情報共有や意見交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省 Web サイトの監事研修会コンテンツ動画や資料を活用し情報提供を行っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合について	評議員の選任については、「学校法人九州文化学園寄附行為」「学校法人九州文化学園評議員選任・解任規定」

の考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	を定めるとともに、評議員の選任に関する基準を定め、法人の適正な運営および教育理念の維持・発展を図ることを目的に「学校法人九州文化学園における評議員の選任基準」に定め、選任方法や属性・構成割合について明確にしている。選任過程について、評議員会または理事会の決議によって選任し透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「学校法人九州文化学園寄附行為」に評議員会の運営及び職務等を定め、理事会の決議事項のうち、あらかじめ評議員会の意見を聴取する事項、並びに評議員会の決議を必要とする事項を規定し、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員の役割等について理解を深める目的で研修を行っている。また、評議員会等の機会を利用して、私学の現状、経営に関わる事項などの情報共有している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人九州文化学園危機管理規則」及び「学校法人九州文化学園危機管理マニュアル」等に基づき、災害防止、不祥事防止対策に取り組んでいる。また、「長崎短期大学ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、ハラスメント防止対策に努め且つ安心・安全な学修環境・職場環境の整備に努め、危機発生時における教育研究活動の継続又は速やかな再開に対応できる体制を整備している。
実施項目 3-4②	
法令等遵守のための体制整備	「規程管理システム」により、教職員がいつでも最新の規程集を閲覧でき、九州文化学園行動規範、同就業規則、同個人情報の保護に関する規則、同特定個人情報取扱規則等により組織的に法令順守に取り組んでいる。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人九州文化学園情報公開規則」により公開する情報を規定している。ホームページ等を通じて、教育・研究をはじめとする各種情報資源を積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任に努めている。

実施項目 4－1②	
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開にあたっては、「学校法人九州文化学園ホームページ」「長崎短期大学ホームページ」だけでなく、「大学ポートレート」や「大学案内」への掲載等により、理解促進に向けた工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明	説明